

正誤表	農林土木事業における情報共有システム活用試行要領		
現 行		訂 正 後	備 考
(システム使用料) 第8条 情報共有システムの使用料は、次のとおりとする。 (1)・(2) [略] 2 [略] <u>(工事成績評定)</u> <u>第9条 農林土木工事においては、本要領に基づき情報共有システムを使用した場合は、主任監督員又は現場監督員による評価（5. 創意工夫Ⅰ. 創意工夫【その他】）にて評価するものとする。</u> (その他) 第<u>10</u>条 本要領に定めのない事項については、受発注者が協議の上決定するものとする。		(システム使用料) 第8条 情報共有システムの使用料は、次のとおりとする。 (1)・(2) [略] 2 [略] <u>[削除]</u> (その他) 第<u>9</u>条 本要領に定めのない事項については、受発注者が協議の上決定するものとする。	